平成 25 年 1 月 17 日号
全国社会福祉協議会政策委員会

政策情報（vol.26）

発行
社会福祉法人
全国社会福祉協議会
政策企画部
TEL　03-3581-7889
z-seisaku@shakyo.or.jp

目　　次

１．平成 24 年度補正予算案を閣議決定
２．生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書（案）まとまる
３．生活保護基準部会が検証結果を公表

１．平成 24 年度補正予算案を閣議決定

政府は、1 月 15 日に緊急経済対策など総額 13 兆円を超える平成 24 年度補正予算案を閣議決定した。

厚生労働省は、「成長による富の創出」「復興・防災対策」「暮らしの安心・ 地域活性化」の三分野を重点とする緊急経済対策関係で 7,034 億円、基礎年金国庫 負担割合２分の１の維持等で 2 兆 5,164 億円、合計 3 兆 2,198 億円を計上した。

福祉関係予算では、保育士の人材確保、子育て支援の充実のために、保育士の処遇改善、保育士・保育士支援センターの設置、保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付等の「待機児童解消のための保育士の確保（安心こども基金の拡充）: 438 億」や「保育や地域の子育て支援の充実等（安心こども基金の積み増し・延長）: 118 億円」等が計上されている。

政府は、１月 28 日召集予定の通常国会に補正予算案を提出し、２月中旬の成立を目指している。

平成 24 年度厚生労働省補正予算案の概要
⇒　http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/12hosei/dl/12hosei.pdf

平成24年度厚生労働省補正予算案の概要（福祉関係）

Ⅰ　緊急経済対策関係

第１　「成長による富の創出」関係

○若年者への人材育成の推進　600億円
（緊急人材育成・就職支援基金に若者育成支援事業（仮称）を追加）

第２　「復興・防災対策」関係

○社会福祉施設の耐震化等整備の推進　143億円
① 社会福祉施設の耐震化等整備の推進　97億円
② 社会福祉施設等の耐震化等のための低利融資　46億円
（(独）福祉医療機構への政府出資金）
○災害時における在宅障害者の避難スペースの整備　16億円

第３　「暮らしの安心・地域活性化」関係

○待機児童解消のための保育士の確保　438億円　＊下記参照
（安心こども基金の拡充）
○保育や地域の子育て支援の充実等　118億円
（安心こども基金の積み増し・延長）
○児童養護施設等の家庭的養護への転換　4.1億円

◆主な待機児童解消のための保育士の確保策

保育士の人材確保に向けて、潜在保育士の就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置、保育士の就業継続を支援する研修、認可外保育施設の保育従事者の保育士資格取得支援、保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付、保育士の処遇改善等を実施。

(1)潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置等
（補助率1/2）

潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行う「保育士・保育所支援センター」の費用の助成

〔保育士・保育所支援センターの業務〕
潜在保育士の相談・就職あっせん、潜在保育士の活用方法に関する保育所への助言、保育所で働く保育士や保育士資格取得を希望する者からの相談への対応（職業体験など）　等

(2)保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付（補助率3/4）

保育士養成施設の入学者を対象に、保育士資格取得に必要な修学資金の貸し付けを行う（卒業後に保育所等で5年間業務に従事した場合は返済を免除)。

※生活保護世帯の児童が貸付を受ける場合は、生活費として上乗せ。

※介護福祉士等修学資金貸付と同様に、都道府県から団体（県社協など）に貸付資金の補助

(3)保育士の処遇改善（補助率 10/10）

保育士の処遇改善のため、保育所運営費の民間施設給与等改善費（民改費）を基礎に上乗せ相当額を保育所運営費とは別に「保育士等処遇改善臨時特例事業」（仮称）として都道府県の安心こども基金に交付する。交付対象は、私立保育所（私立認定こども園の保育所部分を含む）の保育士等とし、上乗せ相当額を保育所に交付。

※保育所運営費の予算積算上の一人当たり単価に当てはめて機械的にモデル計算した場合の改善月額

・保育士（福祉職 1 級 29 号俸：月額約 30 万円（賞与等含む）　　約 8,000 円

・主任保育士（福祉職 2 級 17 号俸：月額約 35 万円（賞与等含む）　約 10,000 円

２．生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書（案）まとまる

1 月 16 日、第 11 回生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会が開催され、これまでの議論を踏まえて起草委員がとりまとめた報告書（案）の説明を受けて議論が行われた。はじめに、宮本部会長が報告書の総論部分について全体の考え方を説明。生活困窮者が増加している現状に対し、誰もが働く場を得ることができ、またその働きが報われるようにすることが国の繁栄の源になるとし、生活保護の受給に至る手前で支援を行うこと、また生活保護を開始した場合にもできるだけ早く脱却できるための仕組みが必要とした。

委員からは、「国の責務について全体にもう少しはっきりと書いてほしい」「友人や地域のグループ等、インフォーマルな社会資源をもっと活用すべき」「中間的就労については、貧困ビジネスの温床とならないよう、対策が必要」、生活保護制度の見直しについては、「『まずは就労ありき』の過度な強調によって締め付けを強化すべきではない」といった意見が出された。

1 月 23 日に第 12 回部会が開催され、報告書がとりまとめられる予定。またこれに基づいて、今後、生活困窮者支援に関わる法律案の準備がすすめられる見込みである。

報告書案　総論

＜4 つの基本的視点＞

①自立と尊厳

②つながりの再構築

③子ども・若者の未来

④信頼による支え合い

＜生活支援の具体的なかたち＞
①包括的・個別的な支援
②早期的・継続的な支援
③分権的・創造的な支援

＜7 つの分野＞
①相談支援
②就労支援
③多様な就労機会の提供
④居住確保支援
⑤家計相談支援
⑥健康支援
⑦子ども・若者の支援

第 11 回特別部会資料
⇒http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002sr2w.html

3. 生活保護基準部会　検証結果を公表

1 月 16 日に、第 12 回生活保護基準部会が開催され、生活保護水準に関する検証結果を含む報告書（案）に関する議論が行われた。生活保護基準部会では、生活扶助の水準を、5 年に 1 度実施されている全国消費実態調査による低所得世帯の消費実態と比較した。その結果、夫婦と子どもがいる世帯では生活保護支給額の方が上回った一方、60 歳以上の一人暮らし世帯では支給額が下回っていることが明らかとなった。

部会では、「生活保護基準は、生活保護受給者に直接かかわるだけではなく、他の様々な低所得者対象の制度に参照されており、その影響も考慮すべき」「子どもがいる世帯への影響は、貧困の連鎖の防止の観点からも慎重に検討すべき」「今回の検証の問題意識や到達点、限界等を国民にも分かりやすく示すべき」といった意見が出された。

1 月 18 日に第 13 回部会が開催され、報告書が取りまとめられる予定。

第 12 回生活保護基準部会資料
⇒http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002squ7.html

＜添付資料＞

① 平成 24 年度補正予算（案）の概要（雇用均等・児童家庭局）

政策情報は、全社協理事・評議員、政策委員会委員、幹事、都道府県・指定都市社協に配信しています。